

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年1月11日 現在)

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳		2市6町3村※1	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		2市6町3村※2
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	2市6町3村※2	
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
穀類	くそてつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
	大豆	福島市(旧田野村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達塙村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※2 田村市(原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※3 田原町広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び宇子塚、常葉町楢原町、常葉町山現並びに市内国有有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村

※4 アイナメ、アイガシマ、アシタラビラ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イカヅレ、ウスメバル、ウミタコ、エゾイソナメ、ギツネメバル、クロコノシタ、クロソイ、クジラ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウカラ、ズスキ、ナガツカ、ニベ、マヌガレイ、ハバカラ、ヒガング、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マゴレイ、マコチ、マダラ、マツカツ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、ギタムラサキウ。

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等**  
(平成25年1月11日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類 原木クリタケ(露地栽培)		一関市、奥州市
原木シイタケ(露地栽培)		盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
原木ナメコ		大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
キノコ類(野生のものに限る。)		大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
タケノコ		一関市、奥州市
こしあぶら		盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
ぜんまい		一関市、奥州市、住田町
せり(野生のものに限る。)		一関市、奥州市
わらび(野生のものに限る。)		陸前高田市、奥州市
雑穀 大豆		一関市(旧磐清水村の区域に限る。)
穀類 ソバ		盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物 クロダイ		最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スズキ		
マダラ		
イワナ(養殖を除く。)		磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
ウグイ		氣仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉 牛の肉*		全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
シカの肉		全域
クマの肉		全域
ヤマドリの肉		全域
宮城県		出荷制限
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)		仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、色麻町、加美町、南三陸町
タケノコ		白石市、栗原市、丸森町
キノコ類(野生のものに限る。)		栗原市、大崎市
くさそてつ(ごみ)		気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
こしあぶら		気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
ぜんまい		気仙沼市、大崎市、丸森町
雑穀 大豆		栗原市(旧金田村の区域に限る。)
穀類 ソバ		栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)
水産物 ヒカンフグ		宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
ヒラメ		
クロダイ		
スズキ		
マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)		最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
イワナ(養殖を除く。)		一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
ヤマメ(養殖を除く。)		宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
ウグイ		宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉 牛の肉*		全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
イノシシの肉		全域
クマの肉		全域
山形県		出荷制限
肉 クマの肉	全域	
茨城県		出荷制限
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)		土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
原木シイタケ(施設栽培)		土浦市、鉾田市、茨城町
タケノコ		石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
こしあぶら(野生のものに限る。)		日立市、常陸太田市、常陸大宮市
イカレイ		
コモンカスペ		
シロメハリ		
スズキ		
ニベ		
マダラ		最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカナマズ(養殖を除く。)		霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ギンブナ(養殖を除く。)		霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
ウナギ		霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉 イノシシの肉	全域	ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他 茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村	
栃木県		出荷制限
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)		宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
原木シイタケ(施設栽培)		鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
原木クリタケ(露地栽培)		宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
原木ナメコ(露地栽培)		佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
キノコ類(野生のものに限る。)		鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
タケノコ		日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
くさそてつ(ごみ) (野生のものに限る。)		大田原市、那須塩原市、那須町
こしあぶら(野生のものに限る。)		宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
さんしょう(野生のものに限る。)		宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
ぜんまい(野生のものに限る。)		日光市、那須町
たらのめ(野生のものに限る。)		大田原市、矢板市、市貝町、那須町
わらび(野生のものに限る。)		鹿沼市、大田原市
クリ		大田原市、那須塩原市、那須町
水産物 ウグイ(養殖を除く。)		武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
イワナ(養殖を除く。)		栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
ヤマメ(養殖を除く。)		栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉 牛の肉*		全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
イノシシの肉		全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
シカの肉		全域
その他 茶	鹿沼市、大田原市	

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年1月11日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原本シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原本シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年1月11日現在

福島県		出荷制限
原乳		<p><b>H23.3.21～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.21～~4.8解除: 喜多方市、猪苗代町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～~4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、安積町、中島村、西郷村、鞍川村、瑞穂町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～~4.21解除: 須賀市、新地町 H23.3.21～~5.1解除: 南相馬市(山木屋の区域を除く)、川俣町 H23.3.21～~6.8解除: 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。 会津若松市、桑折町、天栄町、猪苗代町、三島町、中島村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、柳倉村、玉川村、広野町、楢葉町(東京電力第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)</p> <p><b>H23.3.21～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.21～~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、猪苗代町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21～~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、碧海町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村 H23.3.21～~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く)、大玉村 H23.3.21～~6.23解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。</p> <p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、猪苗代町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、碧海町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村 H23.3.23～~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く)、大玉村 H23.3.23～~6.23解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。</p> <p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～~4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～~5.4解除: いわき市 H23.3.23～~5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～~5.18解除: 会津若松市、碧海町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代村 H23.3.23～~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く)、大玉村 H23.3.23～~6.15解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。</p> <p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～~5.18解除: 会津若松市、碧海町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代村 H23.3.23～~6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～~6.23解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。</p> <p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～~5.4解除: いわき市 H23.3.23～~5.11解除: 郡山市 H23.3.23～~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～~5.25解除: 会津若松市、碧海町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代村 H23.3.23～~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び大玉村 H23.3.23～~6.15解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。</p> <p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～~5.4解除: 伊達市、桑折町、南相馬市、漁江町、大郷町、富岡町、楢葉町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。</p> <p><b>H23.4.18～: 福島市</b></p> <p>H23.4.13～~4.25解除: いわき市</p> <p><b>H23.4.25～: 木曾岬</b></p> <p>H23.4.13～~5.16解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、新地町</p> <p>H23.4.13～~5.23解除: 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。</p> <p><b>H23.10.18～: 二本松市</b></p> <p><b>H23.7.19～: 伊達市</b></p> <p><b>H23.7.22～: 新地町</b></p> <p>H23.7.19～~9.7解除: いわき市</p> <p><b>H23.11.14～: 川俣町</b></p> <p><b>原木しいたけ(露地栽培)</b></p> <p>H23.10.31～: 相馬市、いわき市</p> <p><b>原木しいたけ(施設栽培)</b></p> <p>H23.7.19～~9.7解除: いわき市</p> <p><b>野菜類</b></p> <p><b>原木しいたけ(露地栽培)</b></p> <p>H23.9.6～: 棚倉町、古殿町(※重複箇所に限る)</p> <p>H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p><b>キノコ類(野生のものに限る。)</b></p> <p>H23.10.18～: 喜多方市</p> <p>H24.8.15～: 昭和村</p> <p>H24.10.11～: 猪苗代町</p> <p><b>H24.10.18～: 北塙原村</b></p> <p>H23.5.9～~5.30解除: 平田村</p> <p><b>H23.5.9～~6.8解除: いわき市</b></p> <p>H24.4.9～:</p> <p>H23.5.9～~6.21解除: 天栄村</p> <p>H23.5.13～~6.21解除: 国見町</p> <p>H24.4.10～: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23～: 広野町</p> <p>H24.5.2～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 楊貴川市</p> <p>H24.6.25～: 郡山市</p> <p><b>わさび(畑において栽培されたものに限る。)</b></p> <p>H24.4.16～: 伊達市、川俣町</p> <p>H23.5.9～: 福島市、桑折町</p> <p>H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町</p> <p>H24.5.2～: 川俣町</p> <p>H24.5.10～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.12～: 田村市、古殿町</p> <p>H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町</p> <p>H24.5.2～: 福島市、白河市、猪苗代町、郡山市、喜多方市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、瑞穂町、矢祭町、瑞穂村、中島村、鶴川村、瑞穂村、中島村、鶴川村</p> <p><b>たけのこ</b></p> <p>H24.4.9～~6.21解除: 天栄村</p> <p>H24.5.13～~6.21解除: 国見町</p> <p>H24.4.10～: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23～: 広野町</p> <p>H24.5.2～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 楊貴川市</p> <p>H24.6.25～: 郡山市</p> <p><b>わさび(畑において栽培されたものに限る。)</b></p> <p>H24.4.16～: 伊達市、川俣町</p> <p>H23.5.9～: 福島市、桑折町</p> <p>H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町</p> <p>H24.5.2～: 川俣町</p> <p>H24.5.10～: 大玉村</p> <p>H24.5.14～: 川俣町</p> <p><b>ふきのとう(野生のものに限る。)</b></p> <p>H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町</p> <p>H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町</p> <p>H24.4.2～: 福島市、二本松市</p> <p>H24.5.1～: 白河市、喜多方市、会津美里町、福島市、猪苗代町、郡山市、喜多方市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村</p> <p><b>こしあぶら</b></p> <p>H24.4.9～: 福島市、喜多方市、伊達市、桑折町、川俣町、猪苗代町</p> <p>H24.5.14～: 伊達市、喜多方市、川俣町、石川町、天栄村</p> <p><b>ぜんまい</b></p> <p>H24.5.10～: 二本松市</p> <p>H24.5.24～: 川俣町</p> <p><b>わらび</b></p> <p>H24.5.10～: いわき市、伊達市</p> <p>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町</p> <p><b>ウメ</b></p> <p>H24.6.6～: 南相馬市</p> <p>H24.6.6～: 福島市、桑折町</p> <p>H23.6.6～~H24.7.11解除: 相馬市</p> <p><b>ユズ</b></p> <p>H23.8.29～: 福島市、南相馬市</p> <p>H23.10.14～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.1.10～: いわき市</p> <p><b>クリ</b></p> <p>H23.9.20～: 伊達市、南相馬市</p> <p>H24.10.12～: いわき市</p> <p><b>キウイフルーツ</b></p> <p>H23.12.9～: 相馬市、南相馬市</p>

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成25年1月11日現在

福島県		出荷制限
小豆	H25.1.4～: 福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	
大豆	H24.11.15～: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	
	H24.12.25～: 桑原市(旧長沼町の区域に限る。)	
	H25.1.4～: 福島市(旧高野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧赤川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	
米 (平成23年産)	H23.11.17～: 福島市(区域に限る。) H23.11.29～: 伊達市(旧堀本村及び旧月新町の区域に限る。) H23.12.5～: 福島市(旧高野村の区域に限る。) H23.12.8～: 二本松市(旧赤川村の区域に限る。) H23.12.9～: 伊達市(旧佐井村及び旧高合村の区域に限る。) H23.12.19～: 伊達市(旧堀本村の区域に限る。) H24.1.4～: 伊達市(旧堀本村の区域に限る。)	
穀類	福島県庁舎、柳葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町区(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町区高倉字柳木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字鶴巣川、原町区馬場字東御岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和林被並びに市内国営林業被並びに市内国営森林管理署2004林班から2008林班まで、2008林班の一部、2009林班から3003林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹越峰、原町区片倉字七曲、原町区高倉字新、原町区馬場字高木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字鶴巣川、原町区馬場字東御岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和林被並びに市内国営林業被並びに市内国営森林管理署2004林班から2008林班まで、2008林班の一部、2009林班から2099林班まで、2099林班の一部解除: 川町及び旧月新町の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(月ノ下、松橋川原、川向及び館ノ原に限る。)及び月館町御代ノ北、東、西及び新郷ノ内に限る。)、旧掛田町(當山町山野川に限る。)、旧住沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東源町、西原町及び平田、)及び保原町山田(掛田、平、宮内、前田、稚荷妻、砂子下及び後岸に限る。)、旧木本村(栗原町大原(寺越、清水、清水沢、久保、保原、里ヶ谷、山ノ口、宝木沢、笠石及び上白台に限る。)、栗原町新田及び栗原町鶴谷に限る。)、旧石戸村、上白保原村、旧豊山村、旧手小寺及び旧宮野村(栗原町八幡に限る。)、二本松市(旧川沈村(川沈及び米沢に限る。)、旧岳下村、郡山市(郡山町八幡に限る。)、桑折町(旧半田村(真和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧鷲合村の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)、)及び黒磯見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
米 (平成24年産)	H24.10.25～: 桑原市(旧西椎村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.10.27～: 一部解除: H24.11.5～: 大玉村(旧玉井村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.6～: 郡山市(旧富久山町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.7～: 三春町(旧沢石村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.10～: 一部解除: H24.11.20～: 福島市(旧立子山村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.22～: 一部解除: H24.12.1～: いわき市(旧山田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域 H23.6.6～: 秋元湖、楠原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(鶴川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) ヤマメ(養殖を除く。) H23.6.17～: 真野川(支流を含む。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。) H24.3.29～: 太田川(支流を含む。) H24.4.5～: 錦川(支流に限る。) H24.4.24～: 猿田代湖、猿田代湖に流入する河川(支流を含む。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.6.7～: 福島県内の久慈川(支流を含む。) 水産物 ウグイ H23.6.17～: 真野川(支流を含む。) H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) H24.3.29～: 秋元湖、楠原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(鶴川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～: 猿田代湖、猿田代湖に流入する河川(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.5.24～: 福島県内の阿武隈川のうち只見ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。) ウナギ H24.6.2～: 福島県内の阿武隈川(支流を含む。) アユ(養殖を除く。) H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) イワナ(養殖を除く。) H24.4.12～: 錦川(支流に限る。) H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び楠原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(鶴川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.9.19解除: 館岩川(支流を含む。) コイ(養殖を除く。) H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び楠原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(鶴川との合流点から上流の部分に限る。) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) 秋元湖、小野川湖及び楠原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(鶴川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真野川(支流を含む。) フナ(養殖を除く。) H24.6.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) アカイヌ アガタレイ アガタタラメ イカナゴ(稚魚を除く。) イシガレイ ウヌバカル ウヌタガ エイソソイアメ キクメバカル クロウシジン クロソイ クロダイ ケンシカジカ コヨシカスベ サカラマス サゴウ シロメバカル ストウダラ ヌメ ニベ ヌカガレイ バナガレイ ヒラシグ ヒラメ ホウボウ ホウヅレイ マツカゴ マツレイ ヌカガレイ マコチ マダラ ムシガレイ ムシレイ ミタガレイ ビスガイ キシラサキウニ ナガハカ マツカワ ホシザメ ショウサイフグ H24.6.22～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城	
牛の肉	H23.7.19～: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。) H23.8.25～: 一部解除: H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、猪籠村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、矢吹町、猪倉町、夫木町、天栄村、玉川村、平成町、矢吹町、猪倉町、矢吹町、境町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、桑折村、中島村、鈴川村 H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、猪石町、石川町、浪川町、古殿町、 H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、猪石町、石川町、浪川町、古殿町、 H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、猪苗代町、会津坂下町、猪津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根坂村 H24.11.13～: 全域	
イノシシの肉		
内肉		
クマの肉		
ヤマドリの肉		

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績: 平成25年1月11日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 十和田市、南上町	
水産物 マダラ	H24.2.27～H24.10.31解除: 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町雄勝岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限
たけのこ 原木りたけ(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、盛岡市 H24.11.2～: 駿河高田市、住田町	
原木しあいたけ(露地栽培)	H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.27～: 一関市、盛石市、平泉町、大槌町 H24.4.27～: 一関市、北上市、遠野市、釜ヶ崎町、山田町	
原木なめこ(露地栽培)	H24.5.10～: 盛石市 H24.10.19～: 大船渡市、盛石市 H24.10.23～: 駿河高田市	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.2～: 一関市、盛岡市 H24.10.19～: 盛石市 H24.10.19～: 一関市、駿河高田市、平泉町 H24.5.19～: 住田町	
こしあぶら せり(野生のものに限る。)	H24.5.30～: 一関市、盛岡市 H24.5.19～: 一関市、盛岡市 H24.5.19～: 住田町	
せんまい わらび(野生のものに限る。)	H24.5.19～: 盛岡市、駿河高田市	
大豆 穀類 ソバ	H25.1.4～: 一関市(旧藤清水村の区域に限る。) H24.11.19～: 駿河高田市(旧深沢村の区域に限る。)、一関市(旧大船渡市の区域に限る。)(他の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
水産物 スズキ クロダイ マダラ イワナ(稚鰈を除く。) ウグイ	H24.11.30～: 盛岡市(旧衣川村の区域に限る。) H24.4.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.8.9～: 鶴井川(支流を含む。)及び伊勢川(支流を含む。) H24.5.11～: 岩手県内の内子川(支流を含む。)及び阿賀川(支流を含む。)、米代川(支流を含む。)、奥羽大河(支流を含む。)、利根川(支流を含む。)、利根川の上流域及び早池峰ダムの上流を除く。)	
牛の肉 肉 クマの肉 シカの肉 ヤマツリの肉	H23.8.1～: 全域 H23.8.1～: 全域 H24.9.10～: 全域 H24.7.28～: 全域 H24.10.22～: 全域	
宮城県		出荷制限
たけのこ 原木しあいたけ(露地栽培)	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.6.29～: 黒川市 H24.1.10～: 白石市、角田市 H24.8.3～: 丸森町 H24.3.15～: 駒石町 H24.4.11～: 駒石町、南三陸町 H24.4.12～: 黒川市 H24.4.19～: 盛石市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.25～: 東米市、東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大和町、喜多方市 H24.5.9～: 色麻町 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大崎町	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.29～: 黒川市、大崎市 H24.4.27～: 黒川市、栗原市 (ささてつ(ごみ)) H24.5.2～: 加美町 H24.5.7～: 東米市、栗原市 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.6.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.6.11～: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17～: 大崎町	
大豆 穀類 ソバ	H25.1.4～: 栗原市(旧金田村の区域に限る。) H25.1.1～: 駒石町(旧馬場村の区域に限る。)	
クロダイ	H24.12.14～: 黒川市(旧馬場村の区域に限る。) H24.6.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
ヒラメ マダラ	H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
水産物 ヒガングフ ヤマメ(稚鰈を除く。)	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H24.8.3解除: マダラ(1尾の重量が1kg程度未満のものに限る。) H24.5.2～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
ヤマメ(稚鰈を除く。)	H24.4.20～: 宮城県石巻市阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキダムの上流を除く。 H24.5.14～: 大曾川の大堂ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保川大河の上流(支流を含む。)	
イワナ(稚鰈を除く。)	H24.5.24～: 三滝川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)、喜多方川(支流を含む。)、ただし、荒瀬川及びその支流並びに喜多方川(支流を含む。)、及び二途川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。) H24.5.24～: 二途川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)、及び喜多方川(支流を含む。)	
ウグイ	H24.4.20～: 宮城県石巻市阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキダムの上流を除く。 H24.5.19～: 宮城県石巻市大河(支流を含む。) H24.5.20～: 宮城県石巻市北上川(支流を含む。)	
牛の肉 肉 イノシシの肉 クマの肉	H23.7.39～: 全域 H23.8.1～: 全域 H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～: 全域 H24.8.25～: 全域	
山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.9.10～: 全域	
茨城県		出荷制限
原乳 ホウレンソウ カキナ バッセリ 野菜類 タケノコ	H23.3.23～4.10解除: 全域 H23.3.21～4.1解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高萩市 H23.3.21～4.17解除: 全域	
原木シタケ(露地栽培)	H24.4.6～: 鹿嶋市、小堺五丁目、つくばみらい市 H24.4.13～: 茨城県、龍ケ崎市、桜井市、守谷市、稲敷市、利根町 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、東茨城郡 H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小堺五丁目 H23.11.10～: 東茨城郡、阿見町 H24.4.6～: 茨城県大洗町(支流を含む。)ただし、セキダムの上流を除く。	
原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、鉾田市	
こじあぶら	H23.11.10～: 茨城県(定められた区域に限る。)	
インレイ スキ シロバッパル ニベ マダラ ヒラメ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.3.17～: 北浦38度38分の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモンカスベ アメイカラマズ(稚鰈を除く。) ギンブナ ウナギ	H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県県界の正東の線、我が国慣習的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～: 鶴ヶ浦、北浦及び外浦港並びにこれらの瀬間に進入する時川並びに常陸利根川(支流を除く。) H24.4.17～: 鶴ヶ浦、北浦及び外浦港並びにこれらの瀬間に進入する時川並びに常陸利根川(支流を除く。) H24.5.7～: 鶴ヶ浦、北浦及び外浦港並びにこれらの瀬間に进入する時川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
肉 イノシシの肉	H23.12.1～: 全域 H23.8.2～: 以下の地域以外	
	H23.8.2～: 10.16解除: 古河市、常磐市、茨城市、八千代市、猿町 H23.8.2～H24.4.9解除: 大子町 H23.8.2～H24.4.10解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.8.2～H24.4.20解除: 常陸那珂市、那珂市 H23.8.2～H24.6.5解除: 鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除: 水戸市 H23.6.2～H24.2.20解除: 高日市 H23.6.2～H24.9.12解除: 茨城市 H23.6.2～H24.10.5解除: 茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市	

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績: 平成25年1月11日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H24.4.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.4.8.7～: 鹿沼市 H24.4.12～: 大田原市 H24.4.12～: 常陸大宮市 H24.4.20～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須烏山市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.4.7.～: 日光市、大田原市 H24.4.13～: 矢板市	
タケノコ	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 手御宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 朝木市、壬生町	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 芳賀町、那須町 H24.4.12～: 大田原市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.5.29～: さくら市 H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.28～: 壬生町 H24.11.29～: 日光市	
野菜類	H23.11.7～: 鹿沼市、佐波市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、鹿沼市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町 H24.11.4～: 手御宮市 H24.11.6～: 境川町 H24.11.8～: 那須烏山市	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.19.4～: みなかみ町 H24.10.19～: 那須塩原市 H24.10.25～: 佐野市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.8～: 壬生町 H24.11.12～: 那珂川町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.11～: 大田原市	
(△そでつ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 手御宮市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 手御宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.14～: みなかみ町	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 手御宮市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.15～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 手御宮市、日光市 H24.5.18～: 大田原市	
せんまい(野生のものに限る。)	H24.5.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 鹿沼市 H24.5.2～: みなかみ町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.6.14～: 那須塩原市、那須町 H24.5.19～: 大田原市	
クリ	H24.5.10～: 那須烏山市 H24.5.10～: 那須烏山市の那須源流のうち日光市長瀬町内の区間(支流を含む。ただし、那須川との合流点から下流の部分に限る。) H24.5.10～: 水戸川(支流を含む。) H24.6.20～: 那須烏山市の那須源流のうち日光市長瀬町内の区間(支流を含む。) H24.6.7～: 武蔵川(支流を含む。)及び那須烏山市の那須川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.5.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.29～H24.5.28解除: 荒井川(支流を含む。)	
水産物	H23.8.2～: 全域	
牛の肉	H23.12.5～: 全域	
肉イノシシの肉	H23.1～部解除: 鹿沼市 H23.12.2～: 全域	
シカの肉	H23.8.2～: 鹿沼市、大田原市	
その他	H23.7.5～H24.6.1解除: 栃木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.9解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.9解除: 全域	
農産物	H24.9.25～: 那須町、東吾妻町、塙谷村 H24.10.10～: 鹿沼市 H24.10.18～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.13～: みなかみ町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 那須川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所至那須川取水施設までの区間(支流を含む。)、小川(支流を含む。)及び奥ノ木川(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 那須川(支流を含む。) H24.6.9～: 那須川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所至那須川取水施設までの区間(支流を含む。)及び那須川(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.9解除: 鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)	
水産物	H24.10.10～: 全域	
イノシシの肉	H24.9.10～: 全域	
肉	H24.11.14～: 全域	
シカの肉	H23.8.30～: 津川市	
その他	H23.8.30～H24.5.28解除: 桐生市	
埼玉県		出荷制限
農産物	H24.10.16～: 鹿沼町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 塙山町	
千葉県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.4.4～4.22解除: 千葉市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 加市 H23.4.4～4.22解除: 塙谷市 H23.4.4～4.22解除: 塙谷市	
タケノコ	H24.4.5～: 千葉市、木更津市 H24.4.8～: いすみ市、夷隅町 H24.4.11～: 姶美市、白井市、八千代市 H24.4.12～: 鹿嶋市 H24.4.18～: 芝山町 H28.10.11～: 美浜市、君津市 H28.11.19～: 遠山市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.19～: 千葉市、八千代市 H24.5.19～: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.5.18～: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.12.14～: 遠山市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.10～: 白井市 H24.4.19～: 千葉市、八千代市 H24.5.19～: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.11.14～: 富津市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.10～: 富津市	
水産物	H27.7.19～: 幸賀沼及び半賀沼に流入する河川(支流を含む。)、半賀川(支流を含む。)	
肉イノシシの肉	H24.11.5～: 全域	
その他	H23.8.2～: 成田市 H23.8.2～H24.5.21解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.8.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.8.2～H24.5.26解除: 野田市、富津市、山武市	
静岡県		出荷制限
その他	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.2.23～8.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 萩原町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～11.11解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 那珂原町	
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉 H24.11.5～: 全域(佐渡市及び栗島崎村を除く。)	
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.9.20～: 鹿井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小海町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市	
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.11.5～: 鹿嶋場市、小山町	

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成25年1月11日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		<b>H23.4.13～：飯館村</b>
キノコ類(野生のものに限る。)		<b>H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</b>
		<b>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</b>
		<b>H23.9.20～：南相馬市</b>
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	<b>H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</b>
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		<b>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象